

鳥取県告示第101号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年2月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
本城一郎	鳥取市湯所町二丁目110	本城内科クリニック	鳥取市湯所町二丁目110	居宅療養管理指導	平成18年7月31日
岸本匡史	八頭郡八頭町福本2-11	岸本歯科医院	八頭郡八頭町福本2-11	〃	平成15年8月31日